

# 医療福祉費(マル福)の支給対象者を中学3年生まで拡大します

4月1日から、市では医療福祉費(以下「マル福」)の支給対象者を中学3年生まで拡大し、助成を行います。

## 申請について

新たに対象となる小学4年生から中学3年生の方には、下記のとおり通知を送付します。

- ・ 現在小学3年生でマル福受給中の方
  - ・ マル福受給中の弟、妹がいる方
  - ・ 国民健康保険に加入している方
- ⇒
- ・ 現在登録してある健康保険の情報からマル福受給者証を送付します。(3月中旬送付予定)

- ・ 健康保険の情報が確認できない方など
- ⇒
- ・ 個別に案内通知をお送りします。(2月中旬送付予定)
  - ・ 対象となるお子さんの保険証の写し(コピー)を添付して市医療年金課に申請していただき、マル福受給者証を交付します。

※子ども手当の申請(窓口：市児童福祉課)をされている方

申請に掛かる負担を軽減するため、子ども手当申請時に添付された保険証の写しの情報を利用させていただき、マル福受給者証を送付しますのでご了承願います(3月中旬送付予定)。

## マル福受給者証について

4月1日から茨城県内での受診の際は、医療機関へ保険証と共に受給者証を提示していただくこととなります。保険適用分については、窓口負担が右記のマル福自己負担額のみとなります。

### マル福自己負担額(医療機関ごと)

- 外来・・・1日600円(月2回まで)
- 入院・・・1日300円(月3,000円まで)
- 調剤薬局・・・自己負担なし

ただし、県外の医療機関を受診の場合は、マル福受給者証が使えませんが、市医療年金課に領収書をお持ちいただき、申請手続きが必要となります。

問い合わせ 市医療年金課(医療福祉グループ) ☎内線1721、1722



お問い合わせ 市健康管理課(市保健センター内) ☎内線1742  
(平日午前8時30分～午後5時15分)

※つくばセントラル病院での乳がん検診の予約は締め切りしました。

- ④ 骨粗しょう症検診受診券をお持ちの方

- ③ 歯周疾患検診受診券をお持ちの方
- ② 大腸がん・乳がん・子宮頸がん無料クーポン券をお持ちの方
- ① 乳がん検診・子宮がん検診の医療機関利用券をお持ちの方

(水)から開始します。

対象となる方(左記①～④)は、お手元の券をご確認の上、受診してください。有効期限以降の検診はできませんのでご注意ください。

なお、平成24年度は5月9日(水)から開始します。

有効期限は3月17日(土)です。

市保健センターからのお知らせ  
平成23年度の医療機関検診の有効期限は3月17日(土)です。

**医療機関検診の有効期限について**